

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十一号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正  
する条例

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例（令和元年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。